

佐賀県立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年六月一日

佐賀県教育委員会

委員長 安 永 宏

佐賀県教育委員会規則第十号

佐賀県立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県立学校の管理に関する規則（昭和三十二年佐賀県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「及び進路指導主事」を「、進路指導主事及び事務主任」に改め、同条第八項中「養護教諭のうちから」の下に「、事務主任は当該学校の事務職員のうちから」を加え、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8 事務主任は、校長の監督を受け、事務に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の佐賀県立学校の管理に関する規則の規定は、平成二十一年四月一日から適用する。